

議第80号

平成30年度各務原市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度各務原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,403千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,395,909千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年11月29日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		6,677,321	507	6,677,828
	3 委託金	91,169	507	91,676
16 県支出金		3,044,615	15,163	3,059,778
	2 県補助金	934,894	660	935,554
	3 委託金	250,056	14,503	264,559
17 財産収入		189,065	55,883	244,948
	2 財産売却収入	20,000	55,883	75,883
19 繰入金		2,147,104	150	2,147,254
	1 基金繰入金	2,147,104	150	2,147,254
22 市債		2,563,300	1,700	2,565,000
	1 市債	2,563,300	1,700	2,565,000
歳 入 合 計		45,322,506	73,403	45,395,909

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		364,260	△ 1,436	362,824
	1 議会費	364,260	△ 1,436	362,824
2 総務費		4,239,439	△ 10,923	4,228,516
	1 総務管理費	3,275,291	△ 6,969	3,268,322
	2 徴税費	612,068	△ 12,006	600,062
	3 戸籍住民基本台帳 費	249,324	8,618	257,942
	4 選挙費	36,535	11,374	47,909
	5 統計調査費	29,441	△ 2,962	26,479
	6 監査委員費	36,780	△ 8,978	27,802
3 民生費		13,740,127	△ 32,250	13,707,877
	1 社会福祉費	5,157,689	△ 15,126	5,142,563
	2 高齢福祉費	435,064	△ 1,623	433,441
	3 児童福祉費	6,665,015	△ 8,507	6,656,508
	4 生活保護費	1,450,452	△ 5,174	1,445,278
	5 国民年金費	31,607	△ 1,820	29,787
4 衛生費		3,729,363	△ 14,896	3,714,467
	1 保健衛生費	1,199,776	△ 19,537	1,180,239
	2 環境費	2,529,587	4,641	2,534,228
5 労働費		100,636	1,557	102,193
	1 労働諸費	100,636	1,557	102,193
6 農林水産業費		412,156	△ 3,538	408,618
	1 農業費	130,618	△ 3,884	126,734

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 畜産業費	28,175	4,039	32,214
	3 農地費	223,938	△ 555	223,383
	4 林業費	29,425	△ 3,138	26,287
7 商工費		1,419,986	12,820	1,432,806
	1 商工費	1,419,986	12,820	1,432,806
8 土木費		4,321,864	80,857	4,402,721
	1 土木管理費	322,859	△ 2,724	320,135
	2 道路橋梁費	1,967,558	△ 5,645	1,961,913
	3 河川費	295,244	1,776	297,020
	4 都市計画費	1,220,171	98,275	1,318,446
	5 住宅費	516,032	△ 10,825	505,207
9 消防費		2,319,829	5,627	2,325,456
	1 消防費	2,319,829	5,627	2,325,456
10 教育費		4,973,094	36,998	5,010,092
	1 教育総務費	756,241	11,754	767,995
	2 小学校費	794,172	△ 100	794,072
	3 中学校費	398,163	3,364	401,527
	6 社会教育費	1,206,015	15,071	1,221,086
	7 保健体育費	1,159,608	6,909	1,166,517
13 諸支出金		5,274,036	△ 1,413	5,272,623
	2 繰出金	5,137,035	△ 1,413	5,135,622
歳 出 合 計		45,322,506	73,403	45,395,909

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑩教育費	6 社会教育費	市民会館屋上修繕事業	6,934

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
県議会議員選挙事務補助業務 派遣委託等事業	平成30年度から 平成31年度まで	1,992
総合福祉会館運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	175,826
福祉センター運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	511,864
福祉の里運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	1,392,579
川島会館運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	137,875
稲田園運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	176,580
勤労会館運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	50,790
産業振興施設運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	89,354
道路維持補修事業	平成30年度から 平成31年度まで	80,000
市道各378号線用地取得事業	平成30年度から 平成35年度まで	54,786
リバーサイド21運営管理事業	平成30年度から 平成35年度まで	90,137
消防団車庫更新事業	平成30年度から 平成31年度まで	1,836
小学校受変電設備整備事業	平成30年度から 平成31年度まで	17,017
小学校バリアフリースイレ改修事業	平成30年度から 平成31年度まで	2,897

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 避 難 所 ト イ レ 改 修 事 業	平 成 3 0 年 度 か ら 平 成 3 1 年 度 ま で	3, 1 2 5
中 学 校 受 変 電 設 備 整 備 事 業	平 成 3 0 年 度 か ら 平 成 3 1 年 度 ま で	4 6, 1 3 1
中 学 校 避 難 所 ト イ レ 改 修 事 業	平 成 3 0 年 度 か ら 平 成 3 1 年 度 ま で	1, 0 4 2
皆 楽 座 運 営 管 理 事 業	平 成 3 0 年 度 か ら 平 成 3 5 年 度 ま で	1 0, 6 3 7
体 育 施 設 運 営 管 理 事 業	平 成 3 0 年 度 か ら 平 成 3 5 年 度 ま で	9 7 8, 4 5 9

第4表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業	千円 27,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 29,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率〕	公的資 金につい ては、そ の融資条 件により、 銀行その他 の場合に は借入先 と協定し、 その条件 に従うもの とする。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還若し しくは低 利に借り 換えする ことので きる。

議第 8 1 号

平成 3 0 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度各務原市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 529, 689 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10, 932, 667 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 繰越金		144,112	529,689	673,801
	1 繰越金	144,112	529,689	673,801
歳 入 合 計		10,402,978	529,689	10,932,667

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		135,381	529,689	665,070
	1 総務管理費	135,381	529,689	665,070
歳 出 合 計		10,402,978	529,689	10,932,667

議第 8 2 号

平成 3 0 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度各務原市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 413 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 908, 386 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
5 繰入金		1,060,694	△ 1,413	1,059,281
	1 他会計繰入金	1,060,694	△ 1,413	1,059,281
歳 入 合 計		3,909,799	△ 1,413	3,908,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道費		2,660,282	△ 1,413	2,658,869
	1 公共下水道費	1,883,889	△ 1,413	1,882,476
2 公債費		1,248,517	0	1,248,517
	1 公債費	1,248,517	0	1,248,517
歳 出 合 計		3,909,799	△ 1,413	3,908,386

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
①下水道費	1 公共下水道費	蘇原中学校貯留施設外 1 雨水渠整備事業	2 4 7 , 6 3 0